



熊本県公報

第 1 2 4 0 3 号

平成 27 年 3 月 24 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県建設業法施行細則の一部を改正する規則…………… (監理課) 1
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則…………… (都市計画課) 2
- 宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則…………… (建築課) 2
- 熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… () 2
- 熊本県衛生事務に関する委任規則及び熊本県医療法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療政策課) 3
- 熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (道路整備課) 3

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… () 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… () 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… () 4
- 生活困窮者自立支援法の施行に関する事務委任…………… (社会福祉課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… () 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… () 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… () 6
- 道路の供用開始…………… () 6
- 道路の供用開始…………… () 6
- 道路の供用開始…………… () 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 19
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 31
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 32

公 告

- 熊本県が所管する施設で使用する電気の調達に係る落札者の決定…………… (管財課) 34
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 35
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… (農地・農業振興課) 35
- くまもと県税システム及び電子申告審査システム運用管理業務に係る随意契約の相手方の決定…………… (税務課) 35

登 載 依 頼

- 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 36
- 指定技能教育施設の連携科目等の指定…………… (高校教育課) 36
- 平成 27・28・29 年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係る落札者の決定…………… (警察本部会計課) 37
- 熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則…………… (教育政策課) 37
- 教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則の一部を改正する規則…………… (学校人事課) 37

規 則

熊本県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 27 年 3 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第7号

熊本県建設業法施行細則の一部を改正する規則
熊本県建設業法施行細則（昭和47年熊本県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる」を「知事が必要と認める」に改め、同条各号を削る。

第3条中「別記第2号様式」を「別記様式」に改める。

別記第1号様式を削り、別記第2号様式を別記様式とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後に提出される建設業法（昭和24年法律第100号）第5条の許可申請書について適用し、同日前に提出された同条の許可申請書については、なお従前の例による。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第8号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則
風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年熊本県規則第35号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第9号

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（熊本県宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第1条 熊本県宅地建物取引業法施行細則（昭和42年熊本県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「宅地建物取引主任者である」を「宅地建物取引士である」に、「宅地建物取引主任者資格登録番号」を「その宅地建物取引士資格登録簿に登録された登録番号」に改める。

（知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第2条 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成13年熊本県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改める。

（熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則の一部改正）

第3条 熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則（平成24年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の熊本県宅地建物取引業法施行細則の規定により提出されている従業者異動届は、同条の規定による改正後の熊本県宅地建物取引業法施行細則の規定により提出された従業者異動届とみなす。

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第10号

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例施行規則（平成19年熊本県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「の各号」を削り、同条第4号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第5号中「規定する農地」を「掲げる農地の区域」に改め、同条第6号中「の規定により定められた」を「に規定する」に改め、同条第7号中「周知の埋蔵物包蔵地」の次に「の区域」を加え、同条第11号中「鳥獣の

保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第11号の改正規定は、平成27年5月29日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則及び熊本県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第11号

熊本県衛生事務に関する委任規則及び熊本県医療法施行細則の一部を改正する規則（熊本県衛生事務に関する委任規則の一部改正）

第1条 熊本県衛生事務に関する委任規則（平成3年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第3号ヤ中「第57条第4項」を「第57条第5項」に改める。

（熊本県医療法施行細則の一部改正）
第2条 熊本県医療法施行細則（平成25年熊本県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第29号及び別記第47号様式中「第57条第4項」を「第57条第5項」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の熊本県医療法施行細則の規定により提出されている医療法人合併認可申請書は、同条の規定による改正後の熊本県医療法施行細則の規定により提出された医療法人合併認可申請書とみなす。

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第12号

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則（平成25年熊本県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ウ(ア)中「(116の3)」を「(116の5)」に改める。

別表中「サービス・エリアの予告」を「サービス・エリア、道の駅の予告」に、「(116-A)」を「(116の2-A)」に、「(116-B)」を「(116の2-B)」に、「(116の2-A)」を「(116の3-A)」に、「(116の2-B)」を「(116の3-B)」に、「(116の2)」を「(116の4)」に、「(116の3)」を「(116の5)」に、「(116の4)」を「(116の6)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
セカンドユース株式会社	デイサービス ねがい	人吉市下田代町 字仮山1144番地	平成27年 4月2日	通所介護

熊本県告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示

する。
平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
セカンドユース株式会社	デイサービスねがい	人吉市下田代町字仮山1144番地	平成27年4月2日	介護予防通所介護

熊本県告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ケアンドワイ	訪問看護リハビリステーション福丸	上益城郡益城町大字広崎520番地12	平成27年4月1日	訪問看護

熊本県告示第293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ケアンドワイ	訪問看護リハビリステーション福丸	上益城郡益城町大字広崎520番地12	平成27年4月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第294号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により次に掲げる事務（4に掲げる事務にあつては、生活困窮者住居確保給付金の支給に係るものに限る。）を熊本県福祉事務所長に委任し、平成27年4月1日から施行する。
平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。
- 法第12条第1項の規定により、生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収すること。
- 法第15条第1項の規定により、生活困窮者又は生活困窮者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること。
- 法第16条第1項の規定により、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
- 法第16条第2項の規定により、生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に、報告を求めること。

熊本県告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成 2 7 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
こどもクリニック友枝	荒尾市荒尾 4 1 6 0 - 2 5 6	平成 1 4 年 1 月 1 5 日
赤星医院	菊池市隈府 7 1 9	平成 2 4 年 2 月 1 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
瀬戸歯科医院	人吉市上青井町 1 8 5 - 8	平成 1 2 年 1 月 1 日
アップル歯科クリニック	玉名市築地 8 2 2 番地 1	平成 2 2 年 5 月 1 日

熊本県告示第 2 9 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 7 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
こどもクリニック友枝	荒尾市荒尾 4 1 3 0 - 2 5 7	平成 1 4 年 1 月 1 5 日
赤星医院	菊池市隈府 7 1 9	平成 2 4 年 2 月 1 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
瀬戸歯科医院	人吉市上青井町 1 8 5 - 8	平成 1 2 年 1 月 1 日
アップル歯科クリニック	玉名市築地 8 2 2 番地 1	平成 2 2 年 4 月 3 0 日

熊本県告示第 2 9 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 7 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターおおきな木浜松	社会福祉法人グリーンコープ	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成 2 7 年 4 月 1 日
水俣市浜松町 3 番 1 7 号	福岡市博多区博多駅前一丁目 5 番 1 号 行岡 良治		

熊本県告示第 2 9 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 2 7 年 3 月 2 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

主要地方道	日田鹿本線	山鹿市菊鹿町矢谷字上威 1173番19地先から 山鹿市菊鹿町矢谷字下威 1126番3地先まで	前	4.8 ～ 33.8	558.0	単道改
			後	7.9 ～ 36.1		

2 区域を変更する期日 平成27年3月24日

熊本県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市小坂字千段川原 3065番1地先から 同所 3059番1地先まで	92.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年3月25日

熊本県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町鎌瀬字和田 328番地先から 同所 327番1地先まで	54.0	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成27年3月25日

熊本県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水上線	球磨郡多良木町大字黒肥地字中鶴 487・489番合併2地先 から 同所 491番1地先まで	86.0	広域連携 交付金 (改築)

2 供用を開始する期日 平成27年3月24日

熊本県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	幸野染田線	球磨郡湯前町字上永岡 3658番6地先から 同所 3669番2地先まで	113.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年3月24日

熊本県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 吉田（209-1-010）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

2 茂串-1（209-1-057-1）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 茂串-2（209-1-057-2）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

4 辰ヶ越第二（209-2-019）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 脇の田-1 (209-1-030-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一、大脇
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 脇の田-2 (209-1-030-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町大脇
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 脇の田-3 (209-1-030-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町大脇
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 脇の田-4 (209-1-030-4)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町大脇、村田
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 脇の田-5 (209-1-030-5)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町大脇
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 須口2-1 (209-1-068-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町須口
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊
政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 1 須口2-2（209-1-068-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町須口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 2 須口2-3（209-1-068-3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町須口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 3 須口2-4（209-1-068-4）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町須口、鬼塚
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 4 小浦（B）-1（209-1-071-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 5 小浦（B）-2（209-1-071-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 6 小浦（B）-3（209-1-071-3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 小浦(B)-4(209-1-071-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 小浦(A)(209-1-072)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 茂串-1(209-1-073-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 茂串-2(209-1-073-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 茂串-3(209-1-073-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 茂串-4(209-1-073-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 茂串-5 (209-1-073-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 茂串-6 (209-1-073-6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 新貝-1 (209-1-075-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 新貝-2 (209-1-075-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 新貝-3 (209-1-075-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 小浦-1 (209-2-070-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 小浦-2 (209-2-070-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

3 0 部 土 木 部 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る 。)
茂 串 湾 1 - 1 (2 0 9 - 2 - 0 7 1 - 1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

3 1 部 土 木 部 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る 。)
茂 串 湾 1 - 2 (2 0 9 - 2 - 0 7 1 - 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

3 2 部 土 木 部 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る 。)
茂 串 湾 1 - 3 (2 0 9 - 2 - 0 7 1 - 3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

3 3 部 土 木 部 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る 。)
茂 串 湾 1 - 4 (2 0 9 - 2 - 0 7 1 - 4)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

3 4 部 土 木 部 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る 。)
吉 田 5 - 1 (2 0 9 - 2 - 0 7 2 - 1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

3 5 部 土 木 部 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る 。)
吉 田 5 - 2 (2 0 9 - 2 - 0 7 2 - 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一、牛深町茂串

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 36 吉田5-3 (209-2-072-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一、牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 37 吉田5-4 (209-2-072-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 38 吉田5-5 (209-2-072-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町吉田一
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 哉多良-1 (209-2-122-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 哉多良-2 (209-2-122-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 哉多良上 (209-3-006)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 2 井出迫上-1（209-3-007-1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 3 井出迫上-2（209-3-007-2）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 4 井出迫上-3（209-3-007-3）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 5 小浦東（209-3-008）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 6 小浦西（209-3-009）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 7 西川内（533-1-004）
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 西川内(下) (533-1-005)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 西川内(中) (533-1-006)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 西川内(上) (533-1-007)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 大川内 (533-1-008)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 片白 (533-1-009)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 片白-1 (533-1-038-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 片白-2 (533-1-038-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

5 5 片白-3 (533-1-038-3)
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

5 6 片白-4 (533-1-038-4)
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

5 7 片白-5 (533-1-038-5)
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

5 8 西河内4区 (533-1-039)
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

5 9 西河内2区 (533-1-040)
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

6 0 西河内3区-1 (533-1-041-1)
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 1 西河内3区-2（533-1-041-2）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 2 西河内3区-3（533-1-041-3）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 3 西河内3区-4（533-1-041-4）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 4 西河内3区-5（533-1-041-5）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 5 西河内3区-6（533-1-041-6）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 6 大川内公民館北-1（533-2-105-1）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 7 大川内公民館北-2 (533-2-105-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市河浦町今富
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 8 大川内公民館北-3 (533-2-105-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市河浦町今富
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 9 大川内公民館北-4 (533-2-105-4)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市河浦町今富
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 0 大川内公民館北-5 (533-2-105-5)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市河浦町今富
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 1 大川内公民館北-6 (533-2-105-6)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市河浦町今富
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 2 大川内公民館南-1 (533-2-106-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市河浦町今富
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 3 大川内公民館南-2 (533-2-106-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 4 西河内1区 (533-2-107)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町今富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第304号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 小倉川 (528-1-011)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 大平1 (528-1-012)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 麦田原川右支川 (528-1-013)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 宮川 (528-1-014)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 早稲田川 (5 2 8 - 2 - 0 1 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 早稲田川左支川 (5 2 8 - 2 - 0 1 3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 中ノ門谷 (5 2 8 - 2 - 0 1 4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 中の門川 (5 2 8 - 2 - 0 1 5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 第二中ノ門谷 (5 2 8 - 2 - 0 1 6)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 田十郎川 (5 2 8 - 2 - 0 1 7)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 下谷 (528-2-018)
 - (1) 土砂災害警戒区域及の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 上高山谷-1 (528-2-019-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 上高山谷-2 (528-2-019-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 上谷 (528-2-020)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 尾形尾谷 (528-2-021)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 尾形尾川 (528-2-022)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 大平2 (528-2-023)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 天草市栖本町河内
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 麦田原川 (5 2 8 - 2 - 0 2 4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 黒地川 (5 2 8 - 2 - 0 2 5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 天草学園上-1 (2 0 7 - 1 - 0 1 0 - 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町下河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 天草学園上-2 (2 0 7 - 1 - 0 1 0 - 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町下河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 大平-1 (5 2 8 - 1 - 0 1 9 - 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 大平-2 (5 2 8 - 1 - 0 1 9 - 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 大平-3 (528-1-019-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 大平-4 (528-1-019-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 大平-5 (528-1-019-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 大平-6 (528-1-019-6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 大平-7 (528-1-019-7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 大平-8 (528-1-019-8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 3 0 大平-9 (5 2 8 - 1 - 0 1 9 - 9)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 3 1 大平-10 (5 2 8 - 1 - 0 1 9 - 1 0)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 松の尾-1 (5 2 8 - 1 - 0 2 0 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 松の尾-2 (5 2 8 - 1 - 0 2 0 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 松の尾-3 (5 2 8 - 1 - 0 2 0 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 松の尾-4 (5 2 8 - 1 - 0 2 0 - 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 36 大河内-1-1 (528-1-021-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 37 大河内-1-2 (528-1-021-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 38 大河内-1-3 (528-1-021-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 大原-2 (528-1-022)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 大原 (528-1-023)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 中ノ門1-1 (528-1-024-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 中ノ門1-2 (528-1-024-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 中村-1 (528-2-006-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 中村-2 (528-2-006-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 中門 (528-2-007)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 大河内下4-1 (528-2-008-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 大河内下4-2 (528-2-008-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 大河内下4-3 (528-2-008-3)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

49 大 河内下4-4 (528-2-008-4)
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

50 大 河内下3 (528-2-009)
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

51 大 河内下2 (528-2-010)
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

52 大 河内上1-1 (528-2-011-1)
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

53 大 河内上1-2 (528-2-011-2)
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

54 大 河内上1-3 (528-2-011-3)
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 大河内2-1 (528-2-012-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 大河内2-2 (528-2-012-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 黒地1-1 (528-2-013-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 黒地1-2 (528-2-013-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 黒地1-3 (528-2-013-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 0 黒地1-4 (528-2-013-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 黒地1-5 (528-2-013-5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 黒地1-6 (528-2-013-6)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 黒地1-7 (528-2-013-7)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 黒地1-8 (528-2-013-8)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 黒地1-9 (528-2-013-9)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 大河内-2-1 (528-2-037-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 67 大河内-2-2 (528-2-037-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 68 大河内-2-3 (528-2-037-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 69 大河内-2-4 (528-2-037-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 70 大河内-2-5 (528-2-037-5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 71 中ノ門2-1 (528-2-038-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 72 中ノ門2-2 (528-2-038-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 3 中ノ門2-3 (528-2-038-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第305号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 木倉川（宮ノ原川）（441-2-006）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡御船町木倉
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 内田川（444-1-008）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町中横田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 立神川-1（444-1-009-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町中横田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 立神川-2（444-1-009-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町中横田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第306号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 遊雀-1（426-1-004-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 遊雀-2（426-1-004-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 檜木野1-1（426-1-005-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 檜木野1-2（426-1-005-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 檜木野1-3（426-1-005-3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 檜木野2-1（426-1-006-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 檜木野2-2(426-1-006-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 檜木野2-3(426-1-006-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 南越(426-2-006)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 上横堀2(426-2-010)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 下横堀(426-2-011)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 遊雀1(426-2-012)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 遊雀2 (426-2-015)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 遊雀3 (426-2-019)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 遊雀4 (426-2-020)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 横堀1 (426-2-023)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 横堀2 (426-2-027)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野波野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第177号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊

熊本規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
熊本県が所管する施設で使用する電気 3,296,438キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局管財課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年1月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット
東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額
62,998,182円(うち消費税及び地方消費税の額4,666,532円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年12月16日

熊本県公告第178号

苓北町に事務所を置く苓北町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任 理事	三浦 隆昭	天草郡苓北町富岡3110番地
就任 理事	野下 政孝	天草郡苓北町富岡3704番地

熊本県公告第179号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年3月24日から同年4月6日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
山下 斉博	水俣市久木野	水俣市久木野字高月1615番2
鶴田 義春	水俣市久木野	水俣市久木野字鶴1115番
鶴田 辰己	水俣市久木野	水俣市久木野字鶴1153番1ほか1筆
寒川 敦	水俣市古里	水俣市古里字日添802番1
山内 勇幸	水俣市古里	水俣市古里字日添810番1
古里 一幸	水俣市古里	水俣市古里字平小場539番
古里 津太郎	水俣市古里	水俣市古里字平小場527番
宮本 達美	水俣市大川	水俣市古里字逃口365番2ほか1筆

- 2 申請年月日
平成27年3月3日

熊本県公告第180号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定

役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。
平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成27年度くまもと県税システム及び電子申告審査システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村・税務局税務課
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
82,850,040円（うち消費税及び地方消費税の額6,137,040円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
特例政令第10条第1項第2号の規定による。

登載依頼

熊本県公営企業管理規程第1号

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成27年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
熊本県企業職員の給与に関する規程(昭和41年熊本県公営企業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。
- 第3条の2本文中「第12条の2」の次に「第1項」を加え、同条に次の2項を加える。
 - 2 条例第12条の2第2項に規定する手当の額は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。
 - (1) 1種 6,000円
 - (2) 2種 5,500円
 - (3) 3種 5,000円
 - (4) 4種 4,500円
 - (5) 5種 4,000円
 - (6) 6種 3,500円
 - (7) 7種 3,000円
 - 3 条例第12条の2第1項の勤務をした後、引き続いて条例第12条の2第2項の勤務をした管理監督職員（条例第4条に規定する管理監督職員をいう。）には、その引き続く勤務に係る条例第12条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。
- 附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令第34条第3項の規定により、指定技能教育施設の連携科目等の指定を次のとおりとする。
平成27年3月24日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

- 1 指定技能教育施設の名称 学校法人常盤学園専修学校常盤学院
(熊本市中央区本荘町683番地2)
- 2 連携科目等の指定

連携科目等	連携科目等に対応する高等学校の科目
調理理論	調理理論
食文化	食文化

- 3 連携科目等の指定の解除

連携科目等	連携科目等に対応する高等学校の科目
衛生法規	衛生法規
食文化概論	食文化概論

熊本県警察本部公告第8号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成27年3月24日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
平成27・28・29年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月9日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
熊本市中央区南熊本五丁目10番4号
株式会社明光
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
47,628,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第6条に規定する公告又は特例政令第7条の規定による公示を行った日
平成27年1月16日

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月24日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第1号

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則
熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成13年3月30日教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
第4条第1号ア中の「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。
附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月24日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第2号

教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則の一部を改正する規則
教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則（平成21年2月27日熊本県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第2号中「熊本県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事」を「熊本県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置する学校法人の理事」に、第5条第1項第2号中「熊本県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事」を「熊本県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事」に、第7条第1項第2号中「熊本県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事」を「熊本県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事」に改めるとともに、第3条第1項第3号に「熊本県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事」、第5条第1項第3号に「熊本県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事」、第7条第1項第3号に「熊本県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事」を追加する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。